運営規程の概要及び重要事項

社会福祉法人 安寿会

グループホーム こ う の

(指定認知症対応型共同生活介護) (指定介護予防認知症対応共同生活介護)

グループホーム こうの 運営規程の概要及び重要事項

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人安寿会が開設する指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所グループホームこうの(以下「事業所」という)が行う指定認知症対応型共同生活介護事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護従事者等が、要介護又は要支援 2 の状態にある者に対して適正な指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業は、要介護者又は要支援2の者であって認知症の状態にあるもの(当該認知症に伴って著しい精神症状を呈する者及び当該認知症に伴って著しい行動異常がある者並びにその者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)について、共同生活住居(介護保険法第8条第20項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。)において、家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように努めるものである。

第2章 従業者の職種、員数及び職務内容

(従業者の職種、員数及び職務内容)

- 第3条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。
 - (1) 管理者 1名(介護従事者 兼務)

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を行うとともに、苦情処理などの業務 にあたる。

(2) 計画作成担当者 1名 (介護従事者と兼務)

計画作成担当者は、自らも介護従事者として勤務するとともに、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

- *当事業所の計画作成担当者は、併設する小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援 専門員と連携しています。
- (3) 介護従事者 9名 (内1名は管理者と兼務、内1名は計画作成担当者と兼務) 介護従事者は、運営基準に従って入居者の介護を行う。

第3章 利用定員

(利用定員)

第5条 事業所の定員は、9人とする。

第4章 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業の内容

(入退居)

第4条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護は、要介護又は要支援認定審査を受けた 要介護者又は要支援 2 の者であって認知症の状態にあるもののうち、少人数による共同生 活を営むことに支障がない者に提供する。

- 2 入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症症 状を有する者であることの確認を行う。
- 3 入居申込者が入院治療を要する者であること等入居申込者に対し、自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じることとする。
- 4 入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努める。
- 5 入居者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が他の指定居宅介護サービス等を利用することによって、自宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討しなければならない。
- 6 利用者の退居の際には、利用者及び家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行う。
- 7 事業者は、利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うと ともに居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを供 する者との密接な連携に努める。

(指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

第5条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和 し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切 に行わなければならない。

- 2 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護は、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行われるよう努める。
- 3 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護は、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護 計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 4 共同生活住居における介護従業者は、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 5 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

(緊急やむを得ない場合)

「緊急やむを得ない場合」とは、「一時的に発生する突発事態」のみに限定され、次の三つの要件を全て満たすことが必要である上、手続の面でも慎重な取扱いが求められる。

- ① 三つの要件
- (1) 切迫性

利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

(2) 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

(3) 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

② 手続

- (1)「緊急やむを得ない場合」の判断は、担当のスタッフ個人(または数名)で行わず事業所内の「身体拘束廃止委員会」等の組織において事前に手続等を定め、具体的事例についても関係者が幅広く参加したカンファレンスで判断する態勢を原則とする。
- (2) 利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努める。その際には管理者や医師、その他現場の責任者から説明を行うなど、説明手続や説明者について事前に明文化しておく。仮に、事前に身体拘束について事業所として考え方を利用者や家族に説明し、理解を得ている場合であっても、実際に身体拘束を行う時点で、必ず個別に説明を行う。
- (3) 緊急やむを得ず拘束を行う場合についても、「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察し、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除すること。この場合には、実際に身体拘束を一時的に解除して状態を観察するなどの対応をとることが重要である。
- ③ 身体拘束に関する記録の義務づけ

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

具体的な記録は別紙「身体拘束に関する説明書」、「経過観察・再検討記録」を用いるものとし、日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に係わる再検討を行うごとに随時その記録を加えるとともに、それについて情報を開示し、ケアスタッフ間、事業所全体、家族等関係者間で直近の情報を共有する。これらの記録は、事業所において保存し、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにしておく必要がある。

- 6 事業者は、自らその提供する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るよう努める。
- 7 事業者は、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、入居者からの申出があった場合には、文章の交付その他適切な方法により、その情報を入居者に対して提供しなければならない。

(協力医療機関等)

第 6 条 利用者の病状の急変及びサービスの提供体制の確保等のため、協力医療機関等を 以下に定める。

- (1) 協力医療機関 医療法人慈孝会 福角病院
- (2) 協力歯科医療機関 松本歯科医院

第5章 利用料その他の費用の額

(利用料等の受領)

第7条 事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定(介護予防)認知症対応型共同生活 介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定(介護予防)認知症対 応型共同生活介護に係る地域密着型サービス費用基準額から当該指定(介護予防)認知症対 応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型サービス費の額を控除して得た額の支払 を受ける。

2 法定代理受嶺サービスに該当しない指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにし徴収

する。

- 3 前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額(詳細は別紙利用料金表)の支払 を利用者から受けることができる。
 - (1) 食費
 - (2) 理美容代
 - (3) おむつ代
 - (4) 家賃
 - (5) 水道光熱費
 - (6) 日常生活費
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護において 提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であっ て、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。
- 5 入院治療が必要となり、利用者又はその家族の申出により、退院後引き続き入居を希望される場合には、入院期間中の利用料は、上記利用料のうち家賃のみの支払いを利用者から受けることができる。当該期間に関しては、その都度事業所と利用者又はその家族と取り決める。

(利用料に含まれない費用)

第8条 前条に規定される利用料には、協力医療機関等から提供される医療および、指定 居宅療養管理指導料等の法定代理受領分の費用は含まれない。

第6章 入居に当たり、利用者が留意すべき事項

(入居資格の確認)

第 9 条 入居者は入居申込に際して、被保険者証を提示し、被保険者資格、要介護又は要支援認定の有無及び要介護又は要支援認定の期間を明らかにしなければならない。

(外出及び外泊)

第10条 入居者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届け出る。

(健康保持)

第11条 入居者は健康に留意するものとし、事業所で行う健康診査は特別な理由がない限り受診する。

(衛生保持)

第12条 入居者は、居室の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために事業所に協力する。

(禁止行為)

- 第13条 入居者は、事業所内で次の行為をしてはならない。
 - (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。

- (2) けんか、口論、泥酔などで他の入居者に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に共同生活住居もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。
- (6) 同時に入居している他の利用者に関する秘密を漏らすこと。
- 2 上記各号に規定する事項は、入居者の家族にも適用する。

(退居の勧告)

- 第14条 故意または重大な過失により、前条に規定する禁止行為を頻回に繰り返す場合に あっては、事業者は入居者及びその連帯保証人に退居を勧告する場合がある。
- 2 利用約款および指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画に規定されたサービスを受けた利用者が、故意または重大な過失により事業所が請求する法定代理受領サービス費やその他のサービス費用等を指定する期限のうちに納めなかった場合には、連帯保証人にその旨を報告し退居を勧告する場合がある。
- 3 入居者が当該指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の対象でなくなった場合、または保険料の滞納などにより介護保険被保険者の資格を失った場合は、遅滞なく保険者である市町村に通知し対応策を検討する。この結果により退居を勧告する場合がある。

第7章 非常災害対策の計画

(非常災害対策)

- 第15条 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成する。
- 2 非常災害に備え、少なくとも6ヶ月に1回は避難、救出その他必要な訓練等を行う。
- 3 非常災害の予想される種別を立地条件等から、火災災害、地震災害、風水害災害、渇水害災害とし、災害種別ごとに具体的な計画をたてる。
- 4 非常災害対策の具体的な計画書(災害対策マニュアル)を、事業所内の見やすい場所に 掲示する。
- 5 災害対策マニュアルに沿った備蓄品の確保に努める。

第8章 その他事業の運営に関する重要事項

(秘密保持等)

- 第16条 事業所の従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を漏らさない。
- 2 退職者等が、正当な理由なく業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。
- 3 指定居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者またはその家族の同意を得る。

(内容及び手続の説明及び同意)

第17条 サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、介護従事者等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。

(苦情処理)

第 18 条 提供した指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。なお、当事業所の担当者は、管理者とする。(電話番号 089-993-2900)

市町村等の苦情相談窓口は、以下のとおりです。松山市介護保険課窓口(電話番号 089-948-6968)。またそれ以外の窓口として、愛媛県国民健康保険団体連合会介護・事業課(電話番号 089-968-8700)。愛媛県福祉サービス運営適正化委員会 (電話番号 089-998-3477)。※詳細は別紙「利用者からの苦情を処理するために講ずる対応の概要」参照。

(事故発生時の対応)

第 19 条 利用者に対する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

(虐待防止に関する事項)

第20条 事業所は、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待の発生又は その再発を防止するため次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者 を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

(緊急時等の対応)

第 21 条 介護従業者は、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(記録の整備)

- 1 事業者は従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備します。
- 2 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結 の日から5年間保存します。

(第三者評価の実施状況)

実施の有無	有
実施年月日	令和6年 3月 12日
評価機関	運営推進会議
評価結果の開示状況	玄関にファイルを設置

利 用 約 款

社会福祉法人 安寿会 グループホーム こ う の

指定介護予防認知症対応型共同生活介護及び指定認知症対応型共同生活介護利用約款

(約款の目的)

第1条 社会福祉法人安寿会が開設するグループホームこうの(以下「事業所」という。)は、要介護状態又は要支援状態と認定された入居者(以下単に「入居者」という。)であって認知症の状態にあるもの(当該認知症に伴って著しい精神症状を呈する者及び当該認知症に伴って著しい行動異常がある者並びにその者の認知症の原因となる認知症が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って共同生活住居において家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、入居者がその有する簡力に応じ自立した日常生活を営むことができるように努め、一方、入居者及び別紙利用契約書に記名押印する家族(以下単に「家族」という。)は、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

- 第2条 本約款は、入居者が別紙「利用契約書」を当事業所に提出した時から効力を有します。但し、家族に変更があった場合は、新たに契約を得ることとします。
- 2 入居者は、前項に定める事項の他、本約款の改定が行われない限り、初回利用時の契約 書提出をもって、繰り返し当事業所を利用することができるものとします。

(入居者からの解除)

第3条 入居者及び家族は、当事業所に対し、退居の意思表明をすることにより、本約款 に基づく入居利用解除・終了することができます。

(当事業所からの解除)

- 第 4 条 当事業所は、入居者及び家族に対し次に掲げる場合には、本約款に基づく入居利用を解除・終了することができます。
- ① 入居者が要介護認定において自立と認定された場合。
- ② 入居者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切な指定(介護予防)認知症 対応型共同生活介護サービスの提供を超えると判断された場合。
- ③ 入居者及び家族が、別紙「利用料金表」に定める利用料金を2ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合。
- ④ 入居者が、当事業所、当事業所の職員又は他の入居者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。
- ⑤ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当事業所を利用してい ただくことができない場合。

(利用料金)

第5条 入居者及び家族は、連帯して当事業所に対し本約款に基づく指定(介護予防)認知症 対応型共同生活介護サービスの対価として、別紙「利用料金表」の利用単位ごとの料金 をもとに計算された月ごとの合計額及び入居者が個別に利用したサービスの提供に伴い 必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当事業所は、経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 当事業所は、入居者又は家族から、前項に定める利用料金の支払いを受けた時は、入居 者又は家族に対して、領収書を発行します。

(記録)

- 第6条 当事業所は、入居者の指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスの提供に 関する記録を作成し、その記録をサービスの完結の日から5年間は保管します。
- 2 当事業所は、入居者が前項の記録の閲覧を求めた場合には、原則としてこれに応じます。 但し、家族その他の者(入居者甲代理人を含みます。)に対しては、入居者の承諾その他 必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第7条 当事業所は、原則として入居者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れのある等緊急やむを得ない場合は、事業所管理者が判断し、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、その際の入居者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持)

- 第8条 当事業所の職員は、業務上知り得た入居者又はその家族等の関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当事業所は、入居者及びその家族等から、予め同意を得た上で行うこととします。
- ① 介議保険サービスの利用のための市町村、指定居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは緊急やむを得ない時の医療機関等への療養情報の提供。
- ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研修会等での事例研究発表等。なお、この場合、入居者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
- 2 前項に揚げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

(緊急時の対応)

- 第9条 当事業所は、入居者に対し協力病院(福角病院)の医師の医学的判断により対診 が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあ ります。
- 2 当事業所は、入居者に対し、当事業所における指定(介護予防)認知症対応型共同生活介 護サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、 他の専門的機関を紹介します。
- 3 前 2 項のほか、入居利用中に入居者の心身の状態が急変した場合、当事業所は、入居者 及びその家族が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第 10 条 入居者及び家族の当事業所の提供する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護 サービスに対して要望又は苦情については、別紙「利用者からの苦情を処理するために 講ずる措置の概要」のとおりとします。

(賠償責任)

- 第 11 条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービス提供に伴って当事業所の責に 帰すべき事由によって入居者が損害を被った場合、当事業所は、入居者に対してその損 害を賠償するものとします。
- 2 入居者の責に帰すべき事由によって当事業所が損害を被った場合、入居者及び家族は、 連帯して、当事業所に対してその損害を賠償するものとします。

(退居の勧告)

- 第12条 故意または重大な過失により、前条に規定する禁止行為を頻回に繰り返す場合に あっては、事業者は入居者及びその連帯保証人に退居を勧告する場合がある。
- 2 利用約款および指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画に規定されたサービスを 受けた利用者が、故意または重大な過失により事業所が請求する法定代理受領サービス 費やその他のサービス費用等を指定する期限のうちに納めなかった場合には、連帯保証 人にその旨を報告し退居を勧告する場合がある。
- 3 入居者が当該指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の対象でなくなった場合、また は保険料の滞納などにより介護保険被保険者の資格を失なった場合は、遅滞なく保険者 である市町村に通知し対応策を検討する。この結果により退居を勧告する場合がある。

(利用約款に定めない事項)

第13条 この約款に定められていない事項は、介議保険法令その他諸法令に定めるところにより、入居者又は家族と当事業所が誠意をもって協議して定めることとします。